誓　約　書

　「福島駅前通り歩行者天国実施要項」（以下、実施事項）を熟読し、その内容を確認しました。 下記を全て了承のうえ、「ふくしま情熱通り実行委員会」（以下、主催者）が実施する歩行者天国の利用を申込みます。

　また、利用するにあたり、次の事項について誓約し、本誓約書を事業実施日の14日前までに主催者に提出します。

●　実施事項を遵守し、利用する際は主催者の判断に従います。その際に不利益があった場合においても、主催者に対していかなる損害賠償も求めません。

●　利用にあたり発生した事故・破損ついては、利用者が責任を持って解決し、主催者に対して第三者への賠償にかかる費用などの請求は行いません。

●　利用するにあたり、関係法令を遵守いたします。

●　会場内においては、安全運営を第一に、主催者より指示があった場合は、速やかに指示に従います。

●　関係機関に申請をした規制区画、及び規制時間を厳守し、自らが責任を持って規制と解除を行います。

●　ゴミステーションを設置するとともに、利用により出たゴミについては責任をもって持ち帰ります。

●　規制区画内に搬出入等による車両の乗り入れを行う際は、経路を定めるとともに、出入口に交通誘導員を設置します。

●　規制看板などの備品を適切に使用・管理し、破損等があった場合は速やかに弁償します。

●　社会情勢の変化や天候の影響等により利用を中止する際には、事前に主催者、及び福島警察署に報告し了承を得ます。

●　テント設営場所が、歩道の駐輪所にかかる場合は、事前に駐輪所にロープを張り、自転車が駐輪できないよう措置を講じます。

●　自己又は関係者等が、次の各号のいずれにも該当しておりません。

　・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)

　　第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下この様式において「暴力団」とい

　　う。)

　・暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

　・当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする

　　者

　・暴力団員がその経緯に実質的に関与している者

　・暴力団員に対して賃金等を提供、又は便宜を供与するなど、直接的あるい

　　は積極的に暴力団の維持運営に協力し若しくは関与している者

　・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している

　　者

●　誓約した内容に反する事象が確認された場合は、法的な責任を負担し、これにより主催者が被った一切の被害を賠償します。

令和　　　年　　　月　　　日

住 所（ 所在地 ）

団体・グループ名

氏名（ 代表者 ） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印